

改正

平成17年 3 月 31日規則第212号

平成20年 3 月 28日規則第31号

佐野市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し市長が管理する情報の公開について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(公開の方法)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項括弧書に定める電磁的記録の公開の方法については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によるものとする。

(1) 録音テープ、ビデオテープ等に記録された情報 視聴又は写しの交付

(2) コンピュータ等に使われるフロッピーディスク、光ディスク等に記録された情報 当該機器のディスプレイ若しくは印字したものによる閲覧又は当該フロッピーディスク、光ディスク等の写しの交付

(情報公開請求書)

第 4 条 条例第10条の規定による請求は、情報公開請求書（別記様式第 1 号）によるものとする。

(情報公開通知書等)

第 5 条 条例第11条第 2 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書による。

(1) 情報の全部を公開する旨の決定をした場合 情報公開決定通知書（別記様式第 2 号）

(2) 情報の一部を公開する旨の決定をした場合 情報一部公開決定通知書（別記様式第 3 号）

(3) 情報の公開をしない旨（条例第 8 条の規定により公開の請求を拒否するとき、及び公開の請求に係る情報を保有していないときを含む。）の決定をした場合 情報非公開決定通知書（別記様式第 4 号）

2 条例第11条第 6 項の規定による通知は、情報公開決定期間延長通知書（別記様式第 5 号）によるものとする。

(情報の公開の期日及び場所)

第 6 条 情報の全部又は一部の公開をする旨の決定の通知を受けたものは、市長が指定する期日及び場所において、当該決定に係る情報の公開を受けるものとする。

(情報の閲覧の方法等)

第 7 条 情報を閲覧するものは、当該情報を丁寧に取り扱い、当該情報を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反したもの又は違反するおそれがあると認められるものに対し、情報の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(情報の写しの作成方法)

第8条 情報の写し（条例第12条第2項に規定する写しを含む。以下同じ。）の作成方法は、市長が別に定める。

（費用の徴収）

第9条 条例第13条ただし書の規定により請求者が負担する情報の写しの作成及び交付に要する費用の額は、次の表のとおりとする。ただし、電磁的記録の写しを収録するものを持参した場合は、この限りでない。

区分		単位	金額
写しの作成	A 3判以下の用紙（モノクロ）	1 枚	10円
	A 3判以下の用紙（カラー）	〃	50円
	A 3判を超える大きさの用紙	〃	大きさをA 3判の枚数に換算し、A 3判以下の用紙（モノクロ又はカラー）の金額を乗じて得た額
	電磁的記録媒体	〃	実費相当額
	その他の規格		実費相当額
送付に要する費用		1 件	実費相当額

（情報を検索するための資料の整備）

第10条 条例第17条の情報を検索するための必要な資料は、行政経営課長が必要と認める機関に備え置くものとする。

（運用状況の公表）

第11条 条例第18条の規定による運用状況の公表は、毎年度の情報の公開の請求の件数、当該請求に係る決定の状況その他必要な事項について公告することにより行うものとする。

（実施機関が定める法人）

第12条 条例第21条第1項の実施機関が定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものに対し2分の1以上を出資している法人とする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年2月28日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第212号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第31号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第 5 号（第 5 条関係）